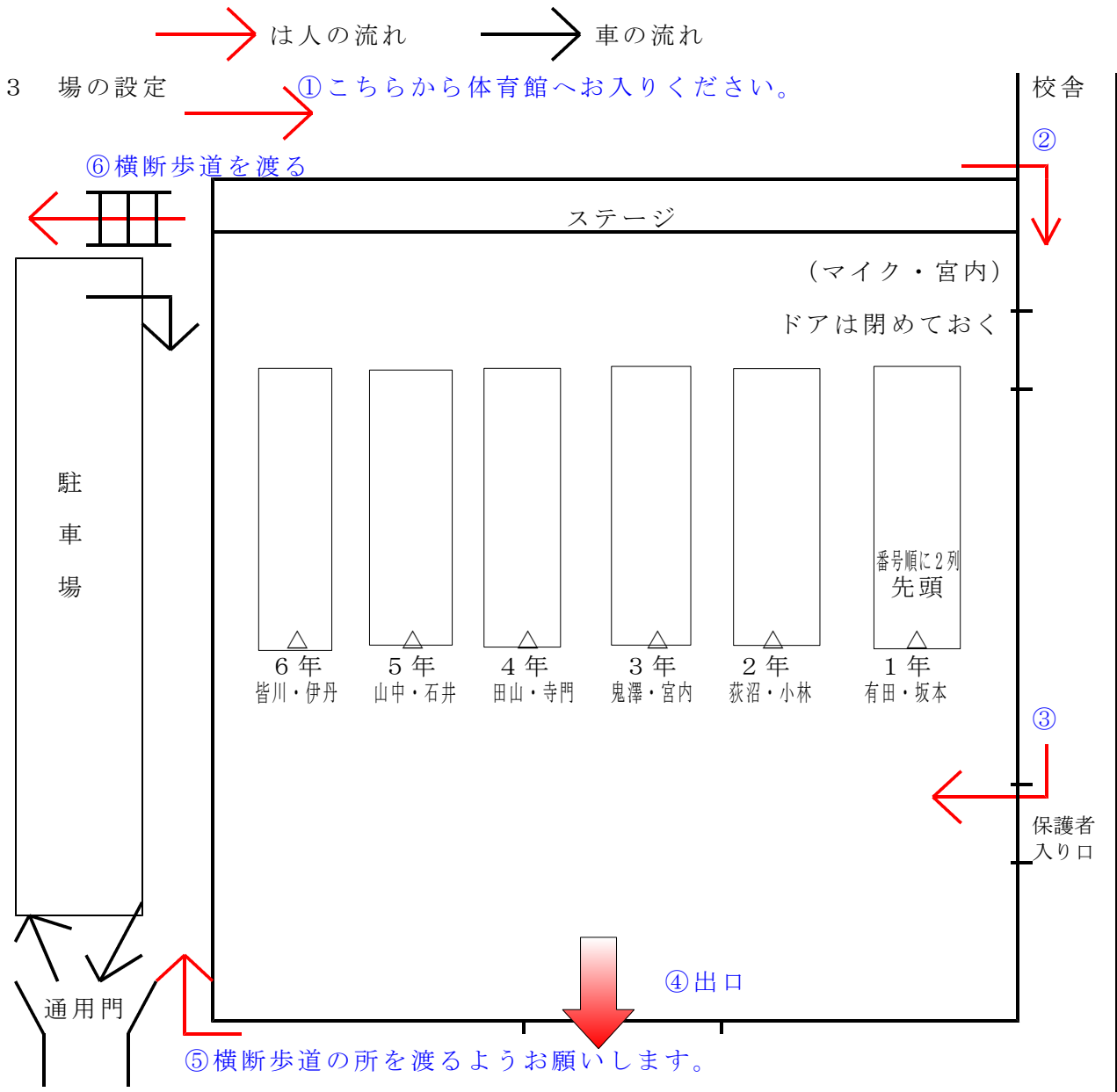


緊急時の引き渡し方法について

保健安全部

- 1 予想される緊急事態
地震、豪雨・雷等、火事、原子力災害、不審者、その他緊急事態により、児童の生命が危ぶまれ、単独で帰宅することが困難と認められる場合
- 2 緊急時の引き渡しの流れ
 - ①メール配信による連絡(メール配信が使用できないことも想定して別紙資料「引き渡しの基準」を参照 ※防災無線の情報を確認)
 - ②保護者車は通常の迎いの時と同じで一方通行のロータリーをお願いします。
 - ②体育館(校舎内、校庭)へ保護者来校。
 - ③体育館での引き渡しは以下資料を参照。校舎内での引き渡しについては、保護者が各教室へ。校庭での引き渡しについては、鉄棒付近の非難場所へ。
 - ④「引き渡しカード」への記録を確認し、引き渡しを行う。
※保護者と連絡が取れないときは、学校に待機。



※車は通常の迎いの時と同じで一方通行のロータリーをお願いします。

- 4 その他
 - 保護者は南側入り口から入り、低学年児童から引き取りをする。
 - 保護者には必ず「〇年 〇〇の母(続柄)」を言っていただく。
 - 教員は必ず名簿に誰に引き渡したかチェックする。
 - 体育館玄関から親子で下校する。